

工大祭 2020 参加団体規約 (2020 年 4 月 1 日より施行)

主な変更点

変更事項	去年まで	本年度
工大祭実行委員会からの通知の方法の追加 (第四条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料等 ・ 立て看板 ・ メール ・ 工大祭 2019 公式サイト ・ そのほか工大祭実行委員会が適当と判断する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料等 ・ 立て看板 ・ メール ・ 工大祭 2020 公式サイト ・ 工大祭参加団体向けサイト ・ 工大祭実行委員会が用いる公式 Twitter ・ 電話を含む口頭での連絡 ・ そのほか工大祭実行委員会が適当と判断する方法
参加団体規約の適用される企画区分の追加 (第七条)	参加団体規約の適用される企画区分は「模擬店企画」、「講義室企画」、「その他企画」の計3つ。	「模擬店企画」、「講義室企画」、「その他企画」に「 共催企画 」および「 野外ステージ企画 」を追加した計5つ。
共催企画の定義の変更 (第七条)	参加団体規約に記載なし。	「学内の団体が主催する企画であり、かつ著名人や東京工業大学に関わりがない人物および団体を企画の主体とする企画」
責任者の変更についての改正 (第八条)	工大祭実行委員会が認めた場合、責任者は繰り上げ方式で変更。	工大祭実行委員会が認めた場合において、責任者を変更する場合、その変更方法は工大祭実行委員会が適宜指定。
工大祭が開催されなかった場合の参加申込金の扱いについての追記 (第十一条)	「参加金は、工大祭の運営費として使用します。参加団体へ返却されません。」	「参加金は、工大祭の運営費として使用します。参加団体へ返却されません。 やむを得ない事情により工大祭が開催されなかった場合も返却されません。 」
義務の変更 (第十四条)	「企画実施場所内にて火気器具を使用する場合、企画実施場所に消火器具を設置すること」	「企画実施場所内にて火気を使用する場合、企画実施場所に 工大祭実行委員会 が 指定した 消火器具を設置すること」
情報の取り扱いについての義務の追加 (第十四条)	記載なし	「情報の公開範囲や公開期間について工大祭実行委員会が別途定めた場合にはそれに従うこと。」
禁止事項の追加 (第十五条)	記載なし	<p>「特定の政治、宗教活動を宣伝するための活動を行わないこと」</p> <p>「工大祭実行委員会の承認なしに商品の販売を行わないこと」</p>

- 上記の事項以外にも下記の通り変更点があるため、間違いの無いよう工大祭 2020 参加団体規約を団体の中で周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。
- なにかご質問等ございましたらメール(sanka@koudaisai.jp)もしくは電話(03-5734-2480)にてご連絡ください。

工大祭 2020 参加団体規約

変更点一覧

第一条（規約の適用）

- ・ 工大祭 2020 の日程の明示。
- ・ 参加団体の定義の変更に伴う文章の修正。
- ・ 参加団体規約に記載のない事項への注記の追加。

第二条（本規約の範囲）

- ・ 文章の修正。

第三条（本規約の変更）

- ・ 条項番号の調整。

第四条（工大祭実行委員会からの通知）

- ・ 通知の方法に
工大祭参加団体向けサイト上
工大祭実行委員会が用いる公式 Twitter での連絡
電話を含む口頭での連絡
を追加。

第五条（参加団体）

- ・ 参加団体の定義の変更。

第六条（参加申請）

- ・ 変更なし

第七条（企画区分）

- ・ 企画区分に「共催企画」を
「学内の団体が主催する企画であり、かつ著名人や東京
工業大学に関わりがない人物および団体を企画の主体
とする企画」
として追記。
- ・ 企画区分に「野外ステージ企画」を
「工大祭 2020 で工大祭実行委員会が設置する野外ステ
ージを使用する、共催企画ではない企画」
として追記。
- ・ 「野外ステージ企画」の追記。
- ・ 上記の追記に伴う「その他企画」の定義の変更。
- ・ 企画実施場所についての文章の追加。

第八条（責任者）

- ・ 工大祭 2019 参加団体規約の第九条(責任者)、第十条
(第二責任者)、第十一条(第三責任者)を圧縮。
- ・ 責任者の変更の方法についての変更。
- ・ 責任者の必要条件の修正。

第九条（構成員）

- ・ 文章の修正

第十条（参加団体登録）

- ・ 文章の修正

第十一条（参加申込金）

- ・ 工大祭が開催されなかった場合の参加金の取り扱いに
ついての記載の追加。

第十二条（参加団体総会）

- ・ 野外ステージ企画の参加団体総会についての追記。

第十三条（書類の提出）

- ・ 変更なし

第十四条（義務）

- ・ 「消火器具」を「企画実施場所に工大祭実行委員会
指定した消火器具」に変更。
- ・ 「情報の公開範囲や公開期間について工大祭実行委員
会が別途定めた場合にはそれに従うこと」を追記。
- ・ 「借用物品」と「レンタル物品」について追記。

第十五条（禁止事項）

- ・ 「特定の政治、宗教活動を宣伝するための活動を行わ
ないこと」を追記。
- ・ 「工大祭実行委員会の承認なしに商品の販売を行わな
いこと」を追記。
- ・ 文章の修正。

第十六条（マスコットキャラクターの利用）

- ・ URL の変更。

第十七条（参加資格の剥奪）

- ・ 文章の修正。

第十八条（免責）

- ・ 文章の修正。